

## 令和4年 第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和4年1月12日(水)

午前10時00分から午前11時00分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

### 3. 出席委員(44人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦

36番 池田琢壘 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

### 4. 欠席委員(2人)

農業委員 13番 長鉾忠明

推進委員 43番 入澤靖昭

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第4号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第5号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第6号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

磯田美智子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、ただいまから令和4年1月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。

改めまして、明けましておめでとうございます。昨年の暮れから非常に積雪のほ  
うがありまして厳しい新年ということになりましたけど、2年ぶりに集われたご家庭  
もあったんではないかというふうに思います。年が明けて、非常に厳しい状態が続  
いております。オミクロン株が急速に拡大しているというような状況で、今後どう  
なるのかという不安を抱えながらの新年になったというふうに思います。

農業関係におきましても、昨年は米価の下落、非常に大きな衝撃がありました。国  
のほうでも農林水産の予算ということで、年末には政府のほうから方針というもの  
出されております。いろいろな米価対策にも力を入れられるんだらうというふうに  
思います。また、人・農地プラン、それから新規就農者もしっかりと募るというこ  
とで、かなりの優遇措置も取られるようでございます。国のほうもいろんな予算も  
ありますけど、真庭市のほうでも米価の下落ということで補助金ということで出し  
ていただけるということで今手続が進められているというところでございます。

我々農業委員会といたしましても、昨年末建議の件で皆さんからのご意見をいた  
きました。これからしっかりとその内容をまとめまして、市長のほうに我々の声、  
農村の声ということで出ささせていただきたいというふうに思いますんで、今後とも  
ご支援のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。2月に研修会のほう  
も予定しておりますけど、これからどういうふうな展開になるか分かりませんけ  
ど、3年に1回の研修会、いろんなところでよその情報を収集して、この地域に生  
かしていきたいということを思っておりますので、実際のおときにはよろしく願い  
いたします。

それでは、1月の総会を開会いたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名です。13番委員よりその旨通告がありました。よって、た  
だいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、1月総会が成  
立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めるこ  
ととなっておりますので、以降の議事の進行を会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、1番委員、2番委員を指名いたします。

日程2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,855㎡、畑2筆417㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 それでは、番号1番について現地確認を行った報告を行います。

去る12月30日に譲受人と確認を行いました。譲渡人とは電話で確認をしております。譲渡人は譲受人のおばにあたりまして、市外在住で自ら耕作することができないということで、10年以上前から田畑とも譲受人の父親、そして譲受人が耕作をしております。このたび、区切りをつけたいという譲渡人の意思もあって、現在耕作をしている譲受人に贈与をすることになりました。譲受人の耕作状況等でありますけれども、田畑とも譲受人の住居と隣接しておりますし、長年耕作しておりますので、管理も行き届き、良好な状態を維持されております。引き続きの耕作でありますので、周辺の農業者との協力関係は円滑に行っているというふうに思います。田起については所有のトラクターで行っておりますけれども、田植と刈取りについては友人に依頼し、実施しております。

以上から不耕作目的の取得ではないことが明らかであると認められます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2、3、4についてですが、まず所有適格法人についてのご説明をさせていただきます。

法人は、どのような法人でも農地を取得できるわけではなく、農地法第2条第3項の要件に適合し、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを農地所有適格法人と言います。なお、貸し借りの場合は、要件に適合しなくても行えます。

では、この農地法第2条第3項の要件ですが、議案に同封しております別紙、農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件についてをご覧ください。

申請人、譲受人（法人）は、美咲町にあります農業法人になります。家族5名、社員1名の計6名の会社で、花卉の栽培をするために農地を取得するため、農地法第3条の申請をするものです。真庭市のほかに津山市、美咲町で農地を取得し、同じく花卉の栽培を計画しています。認定についての考えですが、設立した法人が農地所有適格法人の要件を備えているかどうかについては、法人設立の際に一定の機関から許可を得る必要はなく、農地法第3条の申請を農業委員会へ行う際に要件を満たしているかなどの確認を行います。確認にあたっての提出書類は法人の概要を記載する農地所有適格法人としての事業等の状況報告書、収支計画や年間作業計画を記載する営農計画書、法人登記、定款、構成員名簿で確認を行っています。なお、書類作成については行政書士が行っていましたので、内容を確認したい箇所については行政書士または会社社員に聞き取りを行いました。

取得の要件については、別紙のとおり4つあります。

まず、1つ目は法人組織の形態要件です。こちらは法人登記を確認し、合同会社であるので要件に適合しています。2つ目は法人で行う事業の要件ですが、法人登記に別紙にある1から10の事業を記載していますが、営農計画書により事業は花卉の栽培、販売のみであることを確認し、主たる事業が農業であり、要件に適合しています。3つ目は構成員の要件ですが、状況報告書及び営農計画書により社員の総数6名の過半である5名が年間常時従事日数180日以上であり、原則150日以上が農業従事とみなされるので日数及び人数とも要件に適合しています。4つ目は常時農作業に従事する役員数の要件ですが、役員5名が常時従事するので全体の役員数の過半数を超えているので要件に適合しています。

以上により申請人、譲受人（法人）は、農地法第2条第3項の農地所有適格法人の各要件を満たしていると考えます。

では、案件の説明に戻りますので議案1ページにお戻りください。

番号2でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、市外の譲受人（法人）に、申請農地、田1筆3,793㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号2につきまして、1月5日、譲受人と申請人の行政書士の立会いの下、現地確認を行いました。また、農業委員さんにも立会いをいただいております。譲渡人には電話で確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在岡山市に住んでおり、数年前から農地の管理ができなくなり、知人の紹介で譲渡人と売買の話がまとまり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人の合同会社は昨年9月に設立し、現在6名でバックホー1台、軽トラック、1.5トンが各1台、草刈り機などを所有していますが、本申請地を取得することで社員を6名から10名程度、軽トラックを4台程度増やし、花卉、シキビの栽培を行うものです。1反当たり120本程度で、立木の高さが1.5m以下、年3回程度の草刈り作業で栽培するため、周辺農地への影響はないと考えられ、今回全体の申請で3,000本を、将来2から3万本程度栽培して市場に出荷の予定となっております。15坪程度の集荷場も建設中であり、取得後も必要な作業に従事することが認められます。その他指摘事項ですが、特にございませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、市外の譲受人（法人）に、申請農地、田3筆2,584㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

番号3につきまして、1月5日、譲受人、行政書士立会いの下で現地確認を行いました。また、そのときに農業委員さんにも立会いをいただいております。譲渡人には電話で確認をいたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は4年前から稲作をやめ、草刈りの作業を親戚の手を借り周辺農地への影響がないように管理をしていましたが、周りの人が全て高齢になって管理が困難になったため、これも知人の紹介で譲受人との売買の話がまとまり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、さっきの番号2とまるっきり同じですので省略させていただきます。これもその他指摘事項はございませぬ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、市外の譲受人（法人）に、申請農地、畑1筆957㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

それでは、番号4について説明します。

1月5日、譲受人の父及び行政書士の方の立会で農業委員さんと同席し、現地調査、聞き取りを行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人の父は同所で建設業を営んでおり、知人より譲渡人の農地売買の話があり、将来子供、これが譲受人ほかの事業づくり及び多角化を考え、土地取得するものです。当該地は耕作放棄地で、原野化の状態です。今後は整地し、花卉栽培、シキビ、サカキを行う予定です。譲受人の耕作状況ですが、本法人は令和3年秋に設立されたばかりで農地所有適格法人として美咲町で約2ヘクタールの土地を取得、今後津山、真庭で取得を申請中です。今後は譲受人を中心に3から4名で各農地を管理し、全て花卉栽培及び販売を予定しています。その他指摘事項はございません。問題ないと思われますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田6筆5,432㎡、畑4筆3,230㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号5につきまして、去る12月25日に譲受人立会いの下、現地での面談を行っておりますので、その内容について説明させていただきたいと思っております。なお、本案件につきましては申請地のほうが担当地区がまたがっており、それぞれで内容確認を行っておりますけれども、中身的には同じものがございますので私のほうより一括で説明させていただきたいと思っております。

まず、権利移転する事由の詳細につきましては、譲渡人が稲作を中心に農業を行ってございましたけれども、高齢により農作業が困難となりまして、父と子の関係であ

ります同居している譲受人に、このたび贈与による所有権移転を行うものということでございます。譲受人の耕作状況等につきましては、譲受人は今までも譲渡人と一緒に水稻、豆類などを作付し農業を行ってきており、またそのために必要な農機具もトラクター等を保有しており、耕作を行ってまいっております。申請地取得後も、今まで同様、適切な農地管理を行うものと思っております。その他指摘事項につきましては、特にありません。

以上のとおり本案件につきましては何ら問題ないと思われまので、審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、落合の譲受人に、申請農地、田2筆3, 824㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号6番につきまして、去る12月26日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、申請地は県外から移住してきた譲渡人が耕作を行っていた田ですが、数年前に以前住んでいたところに譲渡人が帰り、耕作放棄地になっていた田です。譲受人ですけれども、3年ぐらい前に不動産業者の紹介で当地に県外から住宅及び土地を購入し移住をしている方です。このたび権利移転を行い、本格的に耕作を始めるために申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は移住してきた頃より家庭菜園程度の耕作を行っており、農機具もトラクター、管理機、草刈り機等を所有しております。今後は機械もそろったことから耕作面積を広げ、野菜や果樹の栽培にも取り組んでみたいということです。

以上のように意欲的に農作業に取り組んでおり、申請地取得後も作業に従事すると認められますので、審議方よろしく申し上げます。その他指摘事項はございません。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、田2筆7, 797㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 現地調査を行った結果についてですが、担当推進委員が欠席のため、事務局から説

明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 番号7について、推進委員より調査書を預かっておりますので代読いたします。

去る12月25日、譲受人の父親の立会いで現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人に以前より本件の申請農地を借りて耕作をしている知人関係であります。譲渡人は息子も地域外へ出て暮らしており、申請地について管理する後継者もないことから、以前より申請地■■■■■■の借手である譲受人への売買がまとまったものです。申請地■■■■■■は長年借手がなく管理されていないため荒廃した状況であります。譲受人は再生して牧草をつける計画とのことです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は酪農を家族4人でっており、また稲作を1ヘクタール行っています。譲受人は乳牛を100頭以上飼育している大規模な酪農家で、必要な機械は十分所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他の指摘事項もございませんので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

1番委員 すみません、農業委員じゃないんですか。

議長 担当は。

事務局主事 担当は、43番推進委員からいただいております。

1番委員 そしたら、43番推進委員がいないのなら、農業委員ではないんですか。

事務局主事 43番推進委員が本日除雪の作業でお休みということで、13番委員も同じく除雪の作業で欠席ということで代読をしております。

1番委員 わかりました。

議長 ほかにはございませんか。

それでは、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、八束の譲受人に、申請農地、畑2筆1,403㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 こちらも担当推進委員さんが欠席のため、事務局から説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 番号8について、43番推進委員より調査書を預かっておりますので、番号7に引き続き代読をさせていただきます。

去る12月25日、譲受人の父親の立会いの下、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は父親の代のときに真庭市から転居しており、譲受人と直接の面識はなく、譲渡人の父または祖父と以前近隣関係だったことから親交がありました。現在は家も空き家となっており、農地も含め処分を検討していたと

ころ、申請地■■■■■■■■■■の借手である譲受人との利用権がこのたび更新の時期となり、提案したところ、売買の話がまとまったものです。申請地■■■■■■■■■■については長年管理されておらず荒廃した状態でしたが、譲渡人の要望に合わせて売買する話にまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は酪農を家族4人で行っており、また稲作を1ヘクタール行っています。譲受人は乳牛を100頭以上飼育している大規模な酪農家で、必要な機械を十分所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、番号9について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆4,448㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

それでは、この件につきまして1月7日に譲受人と会い、内容を聞いてまいりました。譲受人と譲渡人とは親戚関係にあり、以前より譲受人が牧草地として耕作していたが、今回権利移転の申請をするものであります。譲受人は酪農を営んでおり、乳牛約60頭を飼養しており、これからも十分に管理できるものと思います。その他指摘事項もありませんので、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議に

ついてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日まで審議していただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人(北房)は、申請地が周囲の農地、宅地、道路より1.1m程度低い場所にあり耕作が不便なため、申請地、田1筆428㎡を、かさ上げし、田として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、県が行うため池改修工事の発生残土を流用し、県が施工するため0円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。なお、申請地所有者が死亡しているため、相続人全員から転用申請することについての同意書が添付されております。一時転用期間は、許可後から令和4年3月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 No.1についてご報告します。

現地確認は、申請人立会いの下、1月7日に実施いたしました。事務局のほうからご説明がありましたように、県・市の事業として当該田の上流にあります池の堰堤改修工事が終わったところでありまして、この残土処理に協力するものであります。この田んぼだけが周囲の地面よりくぼんでおりまして、隣接田の高さと合わせるという事業になります。申請地の位置ですけれども、                    集落と備中川の間位置しております。                    水系の最下流に位置しております。周辺の状況ですけれども、東は民家、西は道路、南は備中川土手、下の図面で                    、これは今河川改修で土手の道路になっております。北は休耕田です。この休耕田より少し低めに仕上げると聞いております。ということで、周辺農地への影響ですけれども、周辺農地は北側の休耕田があるんですが、それより少し低く仕上げるということで影響は全く問題ありません。その他の指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人（美甘）は、現在耕作している農地が狭小で作業効率が悪くて困っていましたが、昨年11月に隣接する農地を購入したことを機に、申請地、田5筆2,844㎡を、農地造成し、田として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いいたします。

37番推進委員 議長。

議長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

番号2の案件につきまして説明させていただきます。

現地確認は12月30日に自宅へ行きまして、申請人さんに聞き取り調査を行いました。この一時転用しようとする詳細でございますが、現在隣の田んぼがありますが、大変基盤が悪く、深いところも多く、また地下水も高いため軟弱な土地でありまして、耕作に大変苦慮している次第であります。このたび農地もまとまりましたので、一団地となって一時転用で農地造成を行い、基盤の整備を行う申請でございます。申請地の位置でございますが、自宅の前側で■■■■より北西に200mの位置で、周囲の状況でございますが、東が市道、西が市道、南が宅地、北が田で、周辺農地への影響はありません。その他指摘事項はありませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをご覧ください。

番号3でございます。

申請人（湯原）は、現在の墓地が急傾斜地をのぼった山中にあるため、高齢となり墓参りや維持管理が困難となってきたことから、畑1筆9,59㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 38番推進委員でございます。

去る令和3年12月24日に、申請人がご高齢のためにご子息のご案内で現地調査をしました。現在の墓地は[ ]沿いで少々高いところにありまして、現在[ ]改良のときに墓地の下のほうに駐車スペースを設けておりましたけれども、駐車スペースから急傾斜で墓地まで上がっていくのが困難ということでありまして、その駐車スペースと同レベルの申請地に墓地を造るということで申請がありました。申請地の場所といいますと、先ほど申し上げました[ ]沿いで、その土地から東側は真庭市の山林でございます。それから、西側が[ ]でございます。それから、南のほうは50m先に山林がありまして、そのほかに影響を受ける農地はありません。ご審議方をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地、田1筆447㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[ ]円、土地造成[ ]円、建物施設[ ]

円。資金の内訳として、借入金■■■■■■円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号1番につきまして、去る令和3年12月30日に現地確認を行いました。譲渡人、譲受人、双方の方に立会いをお願いいたしました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人は現在市営住宅に住んでいますが、子供が大きくなり手狭になったことから自己住宅を建築するために土地を検討していたところ、譲渡人との売買の話がまとまり、このたび申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、現在住んでいる市営住宅から西に300mほど離れた■■■■■■に面した場所になります。周囲の状況ですけれども、東が宅地、西が市道、南が田、北が近隣住民の方の駐車場となっております。周辺農地への影響ですけれども、南側に田がありますが、本申請は一般的な個人の住宅で日照、通風等、問題ないと思われれます。また、地域の水利組合にも宅地転用する許可を得ております。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となり、実家に隣接する申請地、畑1筆147㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入費については譲渡人が譲受人の父で、贈与による所有権移転のため■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。建蔽率は47%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号2について報告します。

去る12月25日に申請人の立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子の関係で、譲受人は現在真庭市内のアパートに子供2人と4人で住んでおりますが、このたび3人目の妊娠が分かり、以前から考えていた持家の建築の相談を親に持ちかけられたので、実家の隣地である申請地に建築することで話がまとまったものです。申請地の位置等ですが、■■■■の北側約300mの住宅地にあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は申請人所有の畑地、南側は申請人所有の畑及び市道、北側は宅地で、周囲の農地には影響ありません。その他指摘事項もないので、審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市外）は、譲渡人（湯原）が墓地移転するのを機に、申請地、畑1筆13㎡を、譲渡人（湯原）から譲り受け、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の父で、贈与による所有権移転のため■■円、土地造成■■円。資金の内訳として、自己資金■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 令和3年12月24日に譲受人のご案内で現地確認をしました。譲渡人がこっちに來ていますのに合わせて土地を贈与して、それぞれのご子息に贈与して、そのご子息が墓地整備をするという案件でございます。中身としましては先ほど事務局のほうからご説明がありましたとおりで、ほかに申し上げることは何もありません。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（市外）は、譲渡人（湯原）が墓地移転するのを機に、申請地、畑1筆12㎡を、譲渡人（湯原）から譲り受け、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人が譲受人の父で、贈与による所有権移転のため■■円、土地造成■■円。資金の内訳として、自己資金■■円。添付書類として、土地利用計画図、

平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 先ほど3番で説明したとおり、譲受人は譲渡人のご子息でありまして、説明事項は3番と全く一緒でございます。ほかに申し上げることはございませんので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第4号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第4号について、7ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和4年1月12日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全59筆でございます。

なお、7ページ、番号1002-1、8ページ、番号2006-1については、令和2年度利用状況調査で低利用農地と判定した農地の貸し借りとなっております。解

消に至った経緯ですが、どちらとも申請者と連絡が取れなかったため、次回の2月総会でご報告いたします。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第6号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第5号について、13ページをご覧ください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画があがっております。

続きまして、議案第6号について、15ページをお開きください。

議案第6号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するにあたり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和4年1月12日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

事務局主事 議長、すみません。

議長 はい。

事務局主事 失礼します、ごめんなさい。事務局からなんですけれども、ごめんなさい。15ページの議案第6号なんですけれども、公告を1月12日付、本日付と申し上げましたが、正しくは1月27日付でございました。失礼いたしました。

議長 質問はありませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第6号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程8、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 17ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。はい、どうぞ。

23番推進委員 以前も提案させていただいたと思うんですが、地域委員会的なことをぜひやってほしいんです。なかなか、この場で集まりますけど集まって話をするわけではありませ

んし、地元のことは地元の人たちであるほうがより深まるとも思いますし、そういう場があれば非常にいいかと、月に一回、そういう場を設けていただければいいかというふうに思いますので、その地域の中で話合いを持ってこの総会に臨んでいくというふうな形にさせていただくと時間短縮になると思いますし、もっとほかの部分で研修をするとか、ほかのもののおともできるかというふうに思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

以上です。

議 長 事務局のほうから、それについてはよろしいか。

ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしましたので1月総会を閉会したいと思います。次回2月総会は2月10日木曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前11時00分 閉会)